

論文

地震保険による耐震アップグレード

— カルフォルニア州地震保険を素材として —

吉田 朗*

はじめに

本稿では、カルフォルニア州地震保険、通称CEA地震保険の概要、特徴点並びに問題点を明らかにする。カルフォルニア州地震保険の特徴点は、耐震補強に対して保険金が支出される点である。また、問題点は、加入率の低さ及び州政府の関与が無い点である。1994年のロサンゼルス大地震、通称ロス地震により、カルフォルニア州では、多くの被害が発生した。それと同時に、民間が販売する地震保険の欠陥が明らかになった。その欠陥とは、地震リスクの過小評価である。この反省を踏まえ、カルフォルニア州は、カルフォルニア地震公社（California Earthquake Authority、通称CEA）を設置するに至った。CEAが発売を始めた地震保険が、カルフォルニア州地震保険（CEA地震保険）である。

I 運営主体としてのCEA

本セクションでは、カルフォルニア地震公社（California Earthquake Authority、通称CEA）に焦点を当てる。カルフォルニア州独自の地震保険の運営主体が、CEAである。CEA

は、カルフォルニア州保険法（CALIFORNIA INSURANCE CODE）を根拠に設置された。そこで、本セクションでは、CEAの全体像を明らかにする。

CEAは、保険制度を通じて地震被害リスクの軽減を実行している機関である⁽¹⁾。そして、CEAは、公的機関であるが非営利である⁽²⁾。また、CEAは、州の予算に縛られないとしている⁽³⁾。

CEA設立は、1994年に発生したロサンゼルス大地震、通称ロス地震の発生に由来する。当時、保険業界は、地震リスクを過小評価していた。そのため、ロス地震後の実際の損害評価と過小評価した地震リスクに基づく損害評価の間に差が生じた⁽⁴⁾。ロス地震後、保険会社は、保険金未払いになる事を恐れ、住宅関連保険の契約を制限した⁽⁵⁾。そのため、州民は、地震保険の新規契約ができなかった。この事態を受け、1995年、カルフォルニア州議会は、地震保険活用の方策を提案した⁽⁶⁾。1996年、CEAが誕生した。CEAは、地震発生時の対応並びに地震被害リスクの低減方法を州民に提示する、即ち、地震教育を住宅所有者に対して実行することを重要事項としている⁽⁷⁾。

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年（指導教員 黒川哲志）

カルフォルニア州保険法は、CEAを以下のように位置付けた。CEAは、州法により保険取引が許可されている⁽⁸⁾。この許可の下で、CEAは、CEA独自の地震保険の販売が認められている⁽⁹⁾。但し、CEAは、地震保険以外の保険販売の権利を有していない⁽¹⁰⁾。CEAは、州知事、出納官、カルフォルニア州保険庁長官で構成された運営委員会によって成立している⁽¹¹⁾。また、州知事によって任命された諮問委員会の助言を基に、CEAは運営されている⁽¹²⁾。CEAは、業務計画に基づいて組織運営をおこなう⁽¹³⁾。この業務計画は、委員会及び保険庁の承認を得なければならない⁽¹⁴⁾。

II CEA地震保険の対象とその種類

本セクションでは、CEA地震保険の対象及び販売商品を紹介する。CEA地震保険は、戸建所有者用地震保険、分譲マンション所有者用地震保険、トレーラーハウス所有者用地震保険、賃借人用地震保険、合計4種類設定されている。本セクションでは、これら4種類の地震保険の詳細な検討も行う。

1 補償対象及び保険対象物

はじめに、CEA地震保険の補償対象の範囲を整理する。補償対象については、カルフォルニア州保険法によって定義されている。CEA地震保険では、地震が直接的な原因である場合、保険金が支払われる。損失や損害が地震以外の他要素が含まれていた場合においても、地震が損失や損害の直接的な原因である場合には、保険金は支払われる⁽¹⁵⁾。地震による火災損害について、CEA地震保険では補償外としているが、ホームオーナーズ保険が火災につい

て補償をするとされている⁽¹⁶⁾。CEA地震保険での保険対象物は、建物及び家財である。しかし、州保険法では、補償対象外のものに関する定義がある。保険対象外のものとは、別荘、付帯構造物、プール、建物の構造上必要な石積み、の壁やフェンス、住居からの正規の出入り口とは無関係な通路や中庭、日よけ、装飾的或いは芸術的な外観、レンガ造りの煙突などである⁽¹⁷⁾。

2 CEA地震保険の種類

2-1 戸建所有者用地震保険

戸建所有者用地震保険には、Homeowners Choice (insurance) 及びStandard Homeowners (insurance) の2種類がある。Standard Homeowners (insurance) は、住居本体、現行の建築法に基づく修理でかかった費用、個人の動産、緊急修理費用、使用損害⁽¹⁸⁾の合計5点を補償した保険である⁽¹⁹⁾。Homeowners Choice (insurance) とは、Standard Homeowners (insurance) の中で、個人の動産と使用損害の部分をオプション（補償付加をするかについては契約者の任意）としている保険である⁽²⁰⁾。

Homeowners Choice (insurance) 及びStandard Homeowners (insurance) では、免責金額が一部同じである。免責金額は、各項目で異なる。住居本体の免責金額は保険金額の10%或いは15%とされている。現行の建築法に基づく修理でかかった費用の免責金額及び緊急修理費用の免責金額は、設定されていない。使用損害の免責金額は、0ドルと記されている⁽²¹⁾。なお、個人動産の免責金額に関して、Homeowners Choice (insurance) では、10%或いは15%を選択できるとしているのに対して、Standard Homeowners (insurance) では、免責金額が設定

されていない⁽²²⁾。

支払い限度額は、Homeowners Choice (insurance), Standard Homeowners (insurance) それぞれ異なる。Standard Homeowners (insurance) では、一部を除き支払い限度額がすでに決められている⁽²³⁾。住居本体に対する支払い限度額は、証券に記載された保険金額までとされている。現行の建築法に基づく修理でかかった費用に対する支払い限度額は、10,000ドルか20,000ドルかを選択できる。個人の動産に対する支払い限度額は、5,000ドルである。緊急修理費用に対する支払限度額は、保険金額の5%までとされている。使用損害に対する支払限度額は、10,000ドルである。一方、Homeowners Choice (insurance) において、住居本体、現行の建築法に基づく修理でかかった費用、緊急修理費用に対する支払限度額は、Standard Homeowners (insurance) と共通であるが、個人の動産、使用損害に対する支払限度額は異なる。個人の動産に対する支払限度額は、5,000ドル、25,000ドル、50,000ドル、75,000ドル、100,000ドルと設定されている⁽²⁴⁾。この5点の設定額から、保険契約希望者は1つの支払い限度額を選択する。使用損害に対する支払限度額は、1,500ドル、10,000ドル、15,000ドル、25,000ドルと設定されている。この4点の設定額から、保険契約希望者は1つの支払い限度額を選択する⁽²⁵⁾。

2-2 分譲マンション所有者用地震保険

分譲マンション所有者用地震保険は、戸建用の場合と異なり1種類のみである。この保険では、緊急修理費用及び建物資産に対する保険が基本項目として設定されている⁽²⁶⁾。基本項目

に加え、オプションとして、現行の建築法に基づく修理でかかった費用、個人の動産、使用損害、地震損失評価がある⁽²⁷⁾。オプションの選択は、保険契約者の任意となる。

免責金額は、以下の通りである⁽²⁸⁾。緊急修理費用の免責金額は、建物修理の場合3,750ドルとされ、個人の動産に対する修理の場合、750ドルと設定されている。建物資産の免責金額は、3,750ドルである。オプション項目にも、免責金額は設定されている。現行の建築法に基づく修理でかかった費用に対する免責金額は、設定されていない。個人の動産に対する免責金額は、750ドルである。使用損害に対する免責金額は、設定されていない。地震損失評価に対する免責金額は、支払い限度額の15%である。

支払い限度額は、以下の通りに設定されている⁽²⁹⁾。なお、個人の動産及び使用損害に関する支払い限度額は、選択制を採用している⁽³⁰⁾。緊急修理費用に対する支払限度額は、建物修理に関して1,500ドル、個人の動産の修理に関して最大1,000ドルである。建物資産に関する支払限度額は、25,000ドルである。現行の建築法に基づく修理でかかった費用に対する支払限度額は、10,000ドルである。地震損失評価に対する支払限度額は、50,000ドルである。個人の動産に対する支払限度額は、5,000ドル、25,000ドル、50,000ドル、75,000ドル、100,000ドルである。契約希望者は、この5点から1点を選択する。使用損害に対する支払限度額は、1,500ドル、10,000ドル、15,000ドル、25,000ドルである。契約希望者は、この4点から1点を選択する。

2-3 トレーラーハウス所有者用地震保険

本セクションでは、CEAによる保険商品

分類に従って検討している。そのため、戸建用に内包されるトレーラーハウス所有者用保険は、独立項目としている。トレーラーハウス所有者用地震保険は、戸建所有者用地震保険と同じ2種類の保険商品、Homeowners Choice (insurance) 及び Standard Homeowners (insurance) である⁽³¹⁾。戸建所有者用の場合と異なるのは、項目の表記等である。それは、「住居本体」が「トレーラーハウス本体」と表記が変更される事、Standard Homeowners (insurance) において、「個人の動産」が「トレーラーハウス本体」に内包される事である。免責金額並びに支払い限度額は、戸建用のHomeowners Choice (insurance) 及び Standard Homeowners (insurance) の場合と同じである。

2-4 賃借人用地震保険

賃借人用地震保険は、1種類である。この保険では、個人の動産、緊急修理費用、使用損害の計3点が補償項目として定められている。なお、この保険のみオプション項目が無い保険である。また、これまで確認してきた保険商品に登場した「現行の建築法に基づく修理」は、賃借人用地震保険において、項目に含まれていない。

免責金額は、以下の通りである⁽³²⁾。個人の動産に関する免責金額は、750ドルである。緊急修理費用に関する免責金額は、設定されていない。使用損害に関する免責金額は、0ドルとされている。

支払い限度額は、以下の通りである⁽³³⁾。個人の動産の支払い限度額は、5,000ドル、25,000ドル、50,000ドル、75,000ドル、100,000ドルであ

る。保険契約希望者は、5点の支払い限度額から1点を選択する。緊急修理費用の支払い限度額は、1,000ドル或いは「個人の動産」の合計金額の5%のいずれか少ない方の金額となる。使用損害の支払い限度額は、1,500ドル、10,000ドル、15,000ドル、25,000ドルである。保険契約希望者は、4点の支払い限度額から1点を選択する。

III CEA地震保険の仕組み

本セクションでは、CEA地震保険の仕組みを明らかにする。CEA地震保険では、民間保険会社が重要な役割を果たしている。カルフォルニア州保険法では、CEA地震保険における民間会社の役割が定義されている。また、民間保険会社は、CEA地震保険の販売並びに保険金請求の窓口の役割を果たしている。そして、CEAは、保険料率算定の役割を担っている。

その点を踏まえ、本セクションでは、州保険法で定義される保険会社の役割、CEA地震保険の販売及び保険金請求の仕組み、保険料率算定の方法に焦点を当てる。

1 州保険法で定義される保険会社の役割

CEA地震保険では、保険会社が販売等をおこなう。CEA地震保険の販売は、各保険会社の任意である。CEA地震保険を販売するために、保険会社は、CEA地震保険に参加する意思表示をおこなう。この参加意思表示は、CEAと保険会社間での契約により担保される。CEA地震保険に参加する保険会社は、州の保険庁長官との間で契約を交わさなければならぬ⁽³⁴⁾。なお、契約は、保険会社ごとに異なってはならない⁽³⁵⁾。この契約により、CEA地震

保険に関する保険会社間の競争はなくなる。長官との契約が成立後、保険会社は、CEA地震保険の販売が認められる。CEAは、保険販売等のノウハウを有していない。そのため、保険会社がCEA地震保険の販売をおこなう。保険会社は、保険販売、保険料徴収、保険金査定等をおこなう。CEA地震保険開始当初から参加している保険会社には、資本拠出金の名目で合計1,000,000,000ドルの負担を州保険法で求められている⁽³⁶⁾。現在、CEA地震保険に参加している保険会社は、21社である⁽³⁷⁾。

2 CEA地震保険の販売及び保険金請求の仕組み

CEA地震保険は、前述したCEA地震保険に参加している21社で購入可能である。契約希望者は、住居形態に応じて、保険商品を選択し、支払い限度額を選択する。契約締結後、保険契約者（契約希望者）は、保険会社に保険料を納入する。

一方、保険金請求に関して、CEAが「Claim Manual」を作成している。それに基づき、保険会社は、保険契約者に保険金を支払う。保険金支払いの流れは、2段階に分かれる。

保険会社からCEAに対して保険金請求を報告するのが、第一段階である。CEA地震保険に参加する保険会社は、保険金請求事案をすべてCEAに報告しなければならない⁽³⁸⁾。さらに、保険会社は、最高額の保険金支払い見積もりに対処するための準備金を用意しなければならない⁽³⁹⁾。その準備金は、最新の情報に適用したものでなければならない⁽⁴⁰⁾。保険金支払いが税金の控除で対応できた場合、保険会社は、保険金支払いが0ドル或いは少額である事

をCEAに報告しなければならない⁽⁴¹⁾。

保険金支払い手続きの流れでは、ISO Claim Search Systemという機関が一定の役割を果たしている。ISO Claim Search Systemの調査が、第2段階の核となる。CEA地震保険に関する全ての保険金請求に於いて、ISO Claim Search systemの参加をCEAは要求している⁽⁴²⁾。保険金請求がCEAに保険会社から報告された段階で、ISO Claim Search systemは、国家的な責任を背負っている⁽⁴³⁾。同一の保険金請求者から過去に支払われた保険金と同内容の請求があった場合、報告書がISO Claim Search systemにより作成される⁽⁴⁴⁾。保険金が支払われないという事態は、珍しい事ではない。保険金請求対象の損害が、地震以外の他の要因に起因する場合もある。その場合、保険会社は、保険金請求を却下する。このような事例は、珍しいものではない⁽⁴⁵⁾。ISO Claim Search systemがCEAの保険金請求システムに参加することにより、保険金請求者が過去の地震損害を新規の保険金請求時に主張した場合、CEA地震保険参加保険会社には、保険金請求者の過去の保険金請求の情報が通知される⁽⁴⁶⁾。ISO Claim Search system参加意義とは、保険金の二重請求を防ぐためである。

ISO Claim Search systemに調査によって二重請求が無い事が確認された段階で、CEAから保険会社経由で、保険金請求者に保険金が支払われる。これが、第二段階である。

3 現在の保険料率算定の方法

保険料の算定は、CEAのホームページ上でシミュレーションが可能である⁽⁴⁷⁾。このシミュレーションは、Rate Manualに基づいて算

出されている。本項目では、2012年1月1日から使用されている、現在のRate Manualに基づいた保険料率算定の仕組みを明らかにする。

保険料率算定は、Zip Codeを定義することから始まる。Zip Codeとは、住所コードであって、90001-96162まで存在する⁽⁴⁸⁾。Zip Codeが定義されると同時に、Rating Territoryも定義される。Rating Territoryとは、保険料算定で用いられるゾーニングのことである。なお、CEA地震保険では、Rating Territoryが19個設定されている⁽⁴⁹⁾。

Zip CodeとRating Territoryの確定後、確認事項が3点ある。3点とは、住宅部分が1階のみか否か、建物の土台、建築様式である⁽⁵⁰⁾。住宅部分が1階のみであるかについて、Rate Manualでは、以下のように定義されている。住宅部分が1階のみであるとは、地上から見て、建物部分が1階で構成されていることである⁽⁵¹⁾。これは、one-storyと定義されている⁽⁵²⁾。建築物が地上1階地下2階場合においても、One-Storyと判断される⁽⁵³⁾。建物の土台について、Rate Manualでは、Slab, Raised, Otherと定義されている。Slabとは、土台に直接コンクリートが流し込まれ、1階部分の表面がコンクリートで構成されていることである⁽⁵⁴⁾。Raisedとは、高床式建築の事を示す。例えば、高床部分が、窓間壁や梁で構成されている場合、壁で構成されている場合が挙げられる⁽⁵⁵⁾。Otherとは、Slab及びRaisedのいずれにも該当しない建築の土台の事を示す⁽⁵⁶⁾。建築様式は4分類されている。4分類とは、Frame construction, All Other construction, Modular construction, Manufactured Homeである。Frame constructionとは、木造建築物の事を示す⁽⁵⁷⁾。All Other

constructionとは、石造り、レンガ造りの建物、ログハウス等の事を示している⁽⁵⁸⁾。Modular constructionとは、工場の敷地やトラックによって輸送された建物の事を示す⁽⁵⁹⁾。Manufactured Homeとは、連邦建築法に適合した工場内にあるプレハブの建築物の事である⁽⁶⁰⁾。

4 2016年開始の保険料算定方法

CEAは、保険料算定方式の見直しをおこなっている。今回の見直しは、現在の保険料算定方式の開始から4年経過した段階でおこなわれた。2016年開始の保険料算定方法（以下、新算定方式と記載）は、2014年12月の段階で決定された。新算定方式では、大幅な変更点はないが、小規模な変更点は存在する。小規模な変更点とは、Zip CodeとRating Territoryの確定後、確認事項についてである。

これまで、Zip CodeとRating Territoryの確定後の確認事項は、住宅部分が1階のみか否か、建物の土台、建築様式の3点であった。新算定方式では、この3点に加え、建築年数が追加された。

住宅部分が1階のみか否かの項目では、追加事項が3点ある。1点目は、複数階を表す言葉の定義である。新算定方式では、複数階ある建物のことを「greater than one story」⁽⁶¹⁾と表現することになった。2点目は、階（Story）が成立する場合が示された事である。新算定方式では、住居使用、オフィス使用、兼務使用、いずれの場合でも人が使用している場合、Storyが成立するとした⁽⁶²⁾。3点目は、屋根裏部屋及び地下室がStoryと定義されることである⁽⁶³⁾。まず、屋根そのものは、Storyに含まれない⁽⁶⁴⁾。また、屋根裏部屋を部屋として改装した場合、

その部屋はStoryと定義される⁽⁶⁵⁾。地下室は、地下室が存在することのみで、Storyと定義される⁽⁶⁶⁾。

新設された建築年数の項目には、以下の点が指摘されている⁽⁶⁷⁾。建築年数の算定方式は、当該建築物が最初に建築された年を起算点とする⁽⁶⁸⁾。従って、起算点は、改装及び改築がおこなわれた年からではない⁽⁶⁹⁾。

建物の土台に関する項目は、変更点はなく、以前同様、Slab, Raised, Otherで分類される⁽⁷⁰⁾。また、建築様式の項目も変更点はない。以前同様、分類は、Frame construction, All Other construction, Modular construction, Manufactured Homeである⁽⁷¹⁾。

IV Annual reportから見るCEA地震保険の現状

本セクションでは、現在、CEAが公開をしているAnnual Reportの分析をおこなう。Reportでは、一般の住宅保険とCEA地震保険を比較する表がある。この表の分析が、中心となる。なお、現在公開されているAnnual Reportは、2009年から2013年までの計5年分である。

Reportでは、住宅保険及びCEA地震保険の元受収入保険料及び地震保険加入率が記されている。なお、保険会社は、CEA地震保険参加保険会社、CEA地震保険不参加保険会社に分類されている。

住宅保険の元受収入保険料は、以下の通りである。2009年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約51億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約20億ドルであった⁽⁷²⁾。2010年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約53億ドルで、CEA地震保険不参加保

険会社は、約21億ドルであった⁽⁷³⁾。2011年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約56億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約21億ドルであった⁽⁷⁴⁾。2012年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約60億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約18億ドルであった⁽⁷⁵⁾。2013年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約60億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約18億ドルであった⁽⁷⁶⁾。

地震保険の元受収入保険料は、以下の通りである。2009年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約58億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約37億ドルであった⁽⁷⁷⁾。2010年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約58億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約38億ドルであった⁽⁷⁸⁾。2011年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約60億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約38億ドルであった⁽⁷⁹⁾。2012年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約56億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約36億ドルであった⁽⁸⁰⁾。2013年度は、CEA地震保険参加保険会社において、約57億ドルで、CEA地震保険不参加保険会社は、約33億ドルであった⁽⁸¹⁾。

CEAの地震保険の加入率は、2009年度が11.11%に対して、2013年度は、9.61%であった⁽⁸²⁾。5年連続で加入率が減少していた。

V CEA地震保険が有する特徴点及び問題点

本セクションでは、CEA地震保険が有する特徴点及び問題点を指摘する。

CEA地震保険の特徴点は、補償内容に耐震補強の項目を有している点である。保険金の発生は、通常、地震発生後に生じる。CEA地震保険では、地震発生前に保険金支出をする項目を明示している。現行の建築法の耐震基準に建築物を適合させるために、保険金が支出される。保険金により、建築基準の適合した建築物の改修が可能となる。そのことは、地震被害軽減に直結する。すなわち、保険制度が、地震被害軽減の役割を果たしているといえる。

一方で、問題点は2点ある。1点目は、CEA地震保険の加入率の低さである。2013年度のCEA地震保険の加入率は、9.61%であった。これに対して、一般保険会社が提供する地震保険の加入率は、2013年度、11.89%となっている⁽⁸³⁾。ここ数年、CEA地震保険及び一般保険会社が提供する地震保険の加入率は、減少の一途をたどっている。しかし、2009年の段階から、一般保険会社の地震保険の加入率が、CEA地震保険の加入率を上回っているのが現状である。

2点目は、CEA地震保険に州政府が関与していない点である。前述したが、CEAは、州の予算に囚われていない。つまり、CEA独自の予算作成が可能である。そのため、CEA地震保険は、CEA自身が州の援助なしに運営しなければならない。特に問題になるのが、保険金支出が、元受収入保険料収入を超過する場合である。現在、元受収入保険料が入るプールは、5項目で構成されている。5項目とは、元受収入保険料、リスク移転、レベニュー債、Industry Assessment, New Industry Assessmentである⁽⁸⁴⁾。このプールは、元受収入保険料、リスク移転の2点が全体の約75%を占めてい

る⁽⁸⁵⁾。リスク移転に州政府は関与していない。また、他3項目にも州政府は関与していない。プールは、CEA及びCEA地震参加保険会社の資金拠出により成立している側面がある。この仕組みにおいて支出超過が生じた場合、費用負担はCEA及びCEA地震保険参加保険会社に求められる。つまり、公的なバックアップが無いため、制度が破たんする恐れがある。

おわりに

本稿では、カルフォルニア州地震保険、通称CEA地震保険の概要及び特徴点並びに問題点を明らかにした。カルフォルニア地震保険の特徴点は、被害軽減の役割を有している事である。また、問題点は、保険加入率の低さ、州政府の未関与である。ここ数年、地震保険加入率は減少の一途をたどっている。そして、CEAが州政府からの独立機関であるために、CEAは州政府からの援助を受ける事ができない。そのため、金銭的問題が発生した場合、その問題は、CEA地震保険参加保険会社或いはCEA自身が解決しなければならない。つまり、CEA地震保険は、仕組み上、制度破綻する可能性を孕んでいる。

2016年から新保険料算定方法に基づいた運用が開始される。その動向を今後は注視していきたい。

[投稿受理日2015.12.19/掲載決定日2015.12.22]

注

- (1) California Earthquake Authority “Who we are”
<http://www.earthquakeauthority.com/whoweare/Pages/default.aspx> (閲覧日 2015年8月15日)
- (2) California Earthquake Authority “Who we are”, 同上, 注1
- (3) California Earthquake Authority “Who we are”, 同

- 上, 注1
- (4) California Earthquake Authority “Our History” <http://www.earthquakeauthority.com/whoware/Pages/history.aspx> (閲覧日 2015年8月15日)
- (5) California Earthquake Authority “Our History”, 同上, 注4
- (6) California Earthquake Authority “Our History”, 同上, 注4
- (7) California Earthquake Authority “Our History”, 同上, 注4
- (8) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.6 (a)
- (9) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.6 (a)
- (10) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.6 (a)
- (11) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.7 (a)
- (12) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.7 (a)
- (13) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.8 (a)
- (14) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.8 (a)
- (15) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10088
- (16) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10088.5
- (17) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089 (a)
- (1) (18) これは、地震被害に遭い他地域に転居した場合を想定している。転居後の住居費が現在の住居日を超える場合に保険金が支出される。
- (19) California Earthquake Authority “Homeowners” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/home/Pages/default.aspx> (閲覧日 2015年8月17日)
- (20) California Earthquake Authority “Homeowners”, 同上, 注19
- (21) California Earthquake Authority “Homeowners”, 同上, 注19
- (22) California Earthquake Authority “Homeowners”, 同上, 注19
- (23) California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Homeowners)” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/home/Pages/Coverage.aspx> (閲覧日 2015年8月18日)
- (24) California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Homeowners)”, 同上, 注23
- (25) California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Homeowners)”, 同上, 注23
- (26) California Earthquake Authority “Condominium” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/condo/Pages/default.aspx> (閲覧日 2015年8月18日)
- (27) California Earthquake Authority “Condominium”, 同上, 注26
- (28) California Earthquake Authority “Condominium”, 同上, 注26
- (29) California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Condominium)” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/condo/Pages/Coverage.aspx> (閲覧日 2015年8月18日)
- (30) California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Condominium)”, 同上, 注29
- (31) California Earthquake Authority “Mobilehome” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/mobile/Pages/default.aspx> (閲覧日 2015年8月18日)
- (32) California Earthquake Authority “Renters” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/renters/Pages/default.aspx> (閲覧日 2015年8月19日)
- (33) California Earthquake Authority “Peace of mind that no earthquake can shake” (2012), pp7 <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/renters/SiteAssets/Pages/default/Renters%20-%20English.pdf> においても、閲覧可能である。(閲覧日 2015年8月19日)
- (34) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.9 (a)
- (35) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.9 (a)
- (36) CALIFORNIA INSURANCE CODE 10089.15 (a)
- (37) California Earthquake Authority “Participating Insurers” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/Pages/participatinginsurers.aspx> (閲覧日 2015年8月19日)
- (38) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, pp13 [http://www.earthquakeauthority.com/foradjusters/PublishingImages/Pages/default/CEA%20Claim%20Manual%20\(1-1-2012\).pdf](http://www.earthquakeauthority.com/foradjusters/PublishingImages/Pages/default/CEA%20Claim%20Manual%20(1-1-2012).pdf) でも閲覧可能 (閲覧日 2015年8月21日)
- (39) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp13
- (40) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp13
- (41) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp13
- (42) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp23
- (43) California Earthquake Authority (2011) “Claim

- Manual”, 同上, 注38, pp23
- (44) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp23
- (45) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp23
- (46) California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual”, 同上, 注38, pp23
- (47) California Earthquake Authority “Premium Calculator” <http://www.earthquakeauthority.com/Pages/Calc.aspx> (閲覧日 2015年8月22日)
- (48) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, pp26
- (49) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp46
- (50) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (51) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (52) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (53) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (54) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (55) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (56) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (57) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (58) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (59) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp20
- (60) California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”, 同上, 注48, pp21
- (61) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, pp34
- (62) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp34
- (63) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp34
- (64) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp34
- (65) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (66) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (67) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (68) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (69) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (70) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp35
- (71) California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”, 同上, 注61, pp36
- (72) California Earthquake Authority (2009) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2009”, pp5
- (73) California Earthquake Authority (2010) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2010” (2010), pp8
- (74) California Earthquake Authority (2011b) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2011”, pp8
- (75) California Earthquake Authority (2012) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2012”, pp9
- (76) California Earthquake Authority (2013a) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2013”, pp8
- (77) California Earthquake Authority (2009), 前掲, 注72, pp5
- (78) California Earthquake Authority (2010), 前掲, 注73, pp8
- (79) California Earthquake Authority (2011b), 前掲,

- 注74, pp8
- (80) California Earthquake Authority (2012), 前掲, 注75, pp9
- (81) California Earthquake Authority (2013a), 前掲, 注76, pp8
- (82) California Earthquake Authority (2013a), 前掲, 注76, pp8
- (83) California Earthquake Authority (2013a), 前掲, 注76, pp8
- (84) California Earthquake Authority (2013b) “The Strength to Rebuild: Financial Foundations of the California Earthquake Authority”, pp1
- (85) California Earthquake Authority (2013b) “The Strength to Rebuild: Financial Foundations of the California Earthquake Authority” 同上, 注84, pp2

参考文献

- California Earthquake Authority (2009) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2009”
- California Earthquake Authority (2010) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2010”
- California Earthquake Authority (2011b) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2011”
- California Earthquake Authority (2012) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2012”
- California Earthquake Authority (2013a) “ANNUAL REPORT TO THE LEGISLATURE AND INSURANCE COMMISSIONER ON CEA PROGRAM OPERATIONS Report Covering Calendar Year 2013”
- California Earthquake Authority (2011a) “Rate Manual”
- California Earthquake Authority (2014) “Rate Manual”

California Earthquake Authority (2013b) “The Strength to Rebuild: Financial Foundations of the California Earthquake Authority”

参考URL

- California Earthquake Authority (2011) “Claim Manual” [http://www.earthquakeauthority.com/foradjusters/PublishingImages/Pages/default/CEA%20Claim%20Manual%20\(1-1-2012\).pdf](http://www.earthquakeauthority.com/foradjusters/PublishingImages/Pages/default/CEA%20Claim%20Manual%20(1-1-2012).pdf)
- California Earthquake Authority “Condominium” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/condo/Pages/default.aspx>
- California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Condominium)” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/condo/Pages/Coverage.aspx>
- California Earthquake Authority “Coverages & Deductibles (Homeowners)” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/home/Pages/Coverage.aspx>
- California Earthquake Authority “Homeowners” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/home/Pages/default.aspx>
- California Earthquake Authority “Mobilehome” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/mobile/Pages/default.aspx>
- California Earthquake Authority “Our History” <http://www.earthquakeauthority.com/whoweare/Pages/history.aspx>
- California Earthquake Authority “Participating Insurers” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/Pages/participatinginsurers.aspx>
- California Earthquake Authority “Peace of mind that no earthquake can shake” (2012), pp7 <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/renters/SiteAssets/Pages/default/Renters%20-%20English.pdf>
- California Earthquake Authority “Premium Calculator” <http://www.earthquakeauthority.com/Pages/Calc.aspx>
- California Earthquake Authority “Renters” <http://www.earthquakeauthority.com/insurancepolicies/renters/Pages/default.aspx>
- California Earthquake Authority “Who we are” <http://www.earthquakeauthority.com/whoweare/Pages/default.aspx>